

○本校圖案科卒業生生徒の受賞 先頃より農商務省商品陳列館にて開催中なる第六回商品改良會に於て、十一月十九日發表せられたる各種圖案の受賞者中、本校圖案科の卒業生、生徒諸氏にして、賞選に入りたるもの左の如し。(○印卒業生)

金 牌  
日本各時代意匠  
應用陶器皿圖案 京都 ○加藤 卓爾

銀 牌  
蔘繪手袋箱圖案 東京 藤村喜四郎

色蔘繪葉卷入圖案 東京 前田健次郎

陶製菓子盛器圖案 群馬 ○伊井彌之助

銅 牌

西洋食器圖案 石川 ○三野 雅堂

蔘繪葎用器圖案 東京 淺野 廉

色蔘繪手袋箱圖案 同 飯野 眞伍

蔘繪卷葎入圖案 同 伊藤 豊

東京美術學校近事〔十一—四。T・二・一・一四〕

○關野小場兩氏の歸京 囑託關野貞氏と共に、朝鮮古墳内の裝飾畫取調並びに摸寫のために赴かれし小場〔恒吉〕助手は、客年十二月七日歸京せられ、關野氏は同月十五日歸京せられたり。

○石田〔英一〕助教の解除 去年十月下旬勤務演習のため召集せられし同氏は、十一月十四日を以て、召集を解除せられたり。

○岩村〔透〕教授外三氏の陞等 昨年十二月十四日付を以て岩村教

授は高等官三等に、白山〔松哉〕教授、寺崎〔広業〕教授、古宇田〔実〕教授は、各高等官四等に陞叙せられたり。

○岡田囑託の名譽 本校囑託の工學士岡田信一郎氏は、大阪公會堂の設計案競技員十五名の中に撰ばれ、昨夏來設計中なりしが、去る十一月二十九日審査成績を發表せられたる結果によれば、同氏は一等當選者として、金三千圓を贈與せられたり。

○圖書師範科規定中の改正 舊臘十二月十八日付を以て、明治四十年發布の文部省令第十八號本校圖書師範科規定中左の通り改正せられたり。

第四條第一項中「地方長官」ヲ「當該學校長」ニ、同條第二項中「地方長官」ヲ「學校長」ニ改ム。

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

如上改正の要旨は、從來師範科生徒志願者は、地方長官即ち道廳府縣知事より推薦し來りたれども、今回之れを被推薦者の出身學校長より直接本校へ推薦することとなりたるものにして、此改正に伴ひて、本校規則中に掲記せる同科規程もまた從ひて改正せられたり。

### 関連事項

#### ① 東京工芸圖案競技會

明治四十四年末、東京府は工芸の發展を推進する計畫を打ち出す。一つは、第二回勸業展覽會に一万圓の補助金を決め來年度予算に計上したこと。もう一つは、工芸意匠家奨励の圖案競技會を翌年二月一、二日に開くことにし、その出品規則を發表したことである。

図案競技会については『美術新報』第十一卷第二号(四十四年十二月)に「出品は和洋家具指物とし、小なるは實物大、大なるは二分の一乃至五分の一とし一月廿五日までに農商課へ差出さしめ(出品申込は一月十五日迄)審査の上優秀品一等(二個)に賞金五十圓、二等(五箇)に二十圓、三等(二十五箇以内)に五圓づゝの賞金を附與し、基優品は製作家に命じて實物に製造せしむる等の保護に力め」とある。

同会は、予定どおり東京府農会楼上において開催された。総出品数は約二百二十点で、東京、京都、富山、静岡からの出品が多かった。また、和洋家具指物の課題に添って出された図案は、飾棚、書棚、衝立、手箱、鏡台、茶器などで、純洋式のものもあったが、藤原時代や足利時代の様式を応用したものが比較的多かった。審査の結果は一日に発表され、二日に授賞式があった。受賞者は、△一等隅棚森田潔、着色絵書棚山崎陽一、客室兼用居間家具其二小林兼雄、飾棚山田薫、蒔絵手箱飯野真吾 △三等 加藤卓爾、山田由太郎、大崎庄吉、森垣栄、中村順平、西村辰次郎、森雪嶺、上関健次郎、仙石貫造、藤村彦四郎、小川正雄、福井鴻逸、杉本末男、伊藤豊、国井吾光、和田順頭、堀田誠一、沖田善太郎、中西乾、富山県工芸学校尚美会

以上の入賞者二十五名中、十二名(○印)が本校の卒業生または生徒だった。

## ② 博物館、動物園、各種展覧会観覧心得

本校生徒および職員が無料観覧の承認を得た東京帝室博物館、動

物園、各種展覧会を観覧する際の規定は特に設けられていなかったが、大正元年九月に至り、学校当局は標題の規定を定め、観覧に制限を設けた。それによると、今後生徒が引率者なしで観覧する場合は休業日もしくは平日の午後のみとし、教務掛から観覧証(一枚一人当日限り)を貰い、本科生と撰科生は制服制帽に靴、研究生は制服または洋服に靴を穿き、会場入口で観覧証を渡し、「相当の挨拶」をしてから入場する。教官も生徒引率の場合は校長の許可を受けてから観覧証を貰い、官職氏名を記した名刺とともに受付に渡し、「相当の挨拶」をして入場しなければならないとなった。なお、文展観覧については毎年文部省から次のような通牒が発せられていた。

貴校教員並生徒ノ美術展覧會〔文展〕ヲ観覽スル場合ハ入場料ヲ要セサルコトニ取計置候處入場ノ際ハ教員ニアリテハ必ず官職氏名ヲ明記シタル名刺ヲ受附掛ニ提出スヘク生徒ニアリテハ必ず制服制帽ヲ着用スヘキ様御示達相成度此段及通牒候也

大正三年十月十六日

文部省専門學務局長 松浦鎮次郎

東京美術学校校長 正木直彦殿

追而東京高等工業学校圖案科生徒ニアリテハ貴校長ノ証明書ヲ提出シタル者ニ限り入場許可相成ルベク候ニ付然ルヘク御取計相成度此段申添候也

(「自大正二年至同三年 文部省往復 庶務掛」)